



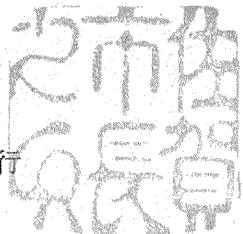
## 諮詢書

佐市資産第307号

平成21年7月9日

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明様

佐賀市長 秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

### 記

1. 質問内容  
固定資産地図情報及び登記情報の目的外利用について
2. 目的外利用申請課  
別紙のとおり
3. 目的外利用を行う保有個人情報の内容  
別紙のとおり
4. 目的外利用を行う保有個人情報の利用方法  
別紙のとおり
5. 目的外利用による効果  
別紙のとおり
6. 利用開始日  
平成21年8月1日

○ 固定資産地図情報及び登記情報の目的外利用一覧

利用申請課	利用を行う保有個人情報内容	利用を行う個人情報取扱事務の名称	利用目的及び理由、利用方法	利用による効果等	参照
農村環境課	地番現況図（形状及び地番）	佐賀市農業用施設維持管理業務	農業用施設の維持管理業務を行う際に、地番現況図を参考に公共物であるかどうかを判断する。	公共物の確認の時間が大幅に短縮できる。 農業用施設の維持管理に際し要望箇所の具体的な内容について事前協議ができるため事務の効率化が図れる	資料1
農業振興課	地番現況図（形状及び地番、登記地目、登記地積）	ワイヤーメッシュ進入防止柵整備台帳作成業務	ワイヤーメッシュ進入防止柵整備台帳作成業務を行う際に、地番現況図を利用したいため。	設置位置、受益地の確認の時間が大幅に短縮できる。 ワイヤーメッシュ進入防止柵の適正な維持管理が可能となる。	資料2

個人情報の内容

1. 地番現況図

固定資産税の業務遂行の参考資料として作成した地図。佐賀市では、国土調査済地区の地図と未済地区の地図を1枚にして利用している。  
国土調査済地区については、法務局で閲覧できる地図（地積図）と同等の精度を有する地図ではあるが、未済地区については航空写真等を基に独自に作成した地図である。

2. 登記地目・登記地積

不動産登記簿の表題部の記載事項と同内容のものを保有している。  
市町村長は、登記所からの通知を受けた場合は、課税台帳に記載しなければならない。

# 資料 1

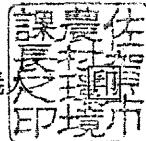
様式第3号（第4条関係）

## 個人情報目的外利用申請書

平成21年4月27日

資産税課長 陣内 康之 様

農村環境課長 益田 義人



保有個人情報の目的外利用をしたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	佐賀市農業用施設維持管理業務
個人情報の内容	地番現況図の形状、地番
利用業務名及び利用目的	農業用施設の維持管理業務を行う際に、地番現況図を参考に利用したいため。
該当する根拠条項	佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号を適用 第1号に該当する場合の根拠法令等 ( )
利用区分	<input checked="" type="checkbox"/> 電子計算機処理に係る保有個人情報 <input type="checkbox"/> 手作業処理に係る保有個人情報
利用期間	H21年8月1日～ 年 月 日
利用方法	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事務（経常） <input type="checkbox"/> 継続事務（定例） <input type="checkbox"/> 臨時事務

## 別紙

### 1. 利用の目的及び理由、利用方法

現在、農業用施設の維持管理（材料支給、請負工事等）に関する要望については、年間200件程度の窓口と電話での受付を行っている。

その際、まずゼンリン地図で所在地を確定してから、その後、佐賀市法定及び法定外公共物譲与図面（地番が記載されており、公共物に着色してある図面）で同じ所在地を確定し地番があるかどうかを確認し、地番がない場合については公共物（道路、水路）と判断し、現地の状況について聞き取りを行い、維持管理の必要性について現地確認のうえ検討している。

また、地番がある場合については、法務局で字図と登記簿の写しを交付して頂き公共物かどうか判断している。

佐賀市法定及び法定外公共物譲与図面でゼンリン地図と同じ所在地を確定する作業については、地形・地物が記載されていない図面から所在地を確定する必要があるため、かなり時間を要している状況である。

このため、府内G I S のゼンリン地図閲覧レイヤーから所在地を確定し、地番現況図で地番がない場合については公共物と判断したいと考える。

### 2. 利用による効果

農業用施設の維持管理に関する要望の際、地番現況図による確認ができれば、地番がない場合については応対中に公共物と判断ができ、市民からの問合せに早急に対応することができる。

また、農業用施設の維持管理に関し要望されている方と要望箇所の具体的な内容について協議を行うことができることから、事務の効率化が期待できる。

## 資料 2

様式第3号(第4条関係)

### 個人情報目的外利用申請書

平成21年7月3日

資産税課長 陣内 康之 様

農業振興課長 石井 忠文



保有個人情報の目的外利用をしたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	ワイヤーメッシュ侵入防止柵整備台帳作成業務
個人情報の内容	地番現況図の形状、地番、登記地目、登記地積
利用業務名及び利用目的	ワイヤーメッシュ侵入防止柵整備台帳作成業務を行う際に、地番現況図を利用したいため。
該当する根拠条項	佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号を適用 第1号に該当する場合の根拠法令等 ( )
利用区分	<input checked="" type="checkbox"/> 電子計算機処理に係る保有個人情報 <input type="checkbox"/> 手作業処理に係る保有個人情報
利用期間	H21年 8月 1日 ~ H 年 月 日
利用方法	<input type="checkbox"/> 継続事務(経常) <input checked="" type="checkbox"/> 継続事務(定例) <input type="checkbox"/> 臨時事務

## 別紙

### 1. 利用の目的

佐賀市はイノシシによる農作物の被害を軽減するため、平成20年度から国庫補助事業を活用し被害防止効果の高いワイヤーメッシュ侵入防止柵の整備を推進している。

この侵入防止柵の整備にあたっては、耐用年数の14年間にわたり、適正に維持管理を行わなければならないため、整備台帳の一部として正確な設置位置や受益農地を表示した地図が必要である。

また、平成21年度事業の整備距離は約270kmに及ぶ大規模なもので、地図を作成するためには多大な時間を要することから、貴職所管の地番現況図データの目的外利用申請を行うものである。

### 2. 利用による効果

ワイヤーメッシュ侵入防止柵整備台帳の作成にあたって、地番現況図の使用は必要不可欠である。

地番現況図データを台帳作成に利用することにより、作成時間を大幅に短縮できるほか、設置位置及び受益地が正確に把握できるようになり、侵入防止柵の適正な管理が可能となる。

# G I S統合による地図情報目的外利用上の問題点と注意点

資産税課

## はじめに

G I S統合による地図情報の取得は、業務上非常に便利で効率的な作業といえます。一方、安易な使い方をすると、個人情報の流出や市民に多大な誤解を与えることになり、修復に時間と労力を費やし困難な状況になることが予想されます。そこで、地図情報の現況を理解され、慎重な利用をお願いします。

## 1. 地番現況図の特徴

国土調査済地区と未済地区の地図を1枚にして作成している。

国土調査未整備地区については、航空写真を基に課税のために独自に作成した地図なので、法務局の地図とは違う。

航空写真と地番現況図を重ねてしまうと、写真と地番が一致しないため、筆界の問題等の混乱を招く恐れがある。

## 2. 地番現況図の取扱いの注意点

上記1の特徴を踏まえて以下の点を厳守してください。

場所の確認程度に使用し、印刷不可。

市民への閲覧は厳禁。